

越前市野良猫不妊手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越前市内に生息する飼い主のいない猫又は飼い主が不明な猫（以下「野良猫」という。）の繁殖を制限し、殺処分される不幸な野良猫を減らすとともに、市民の生活環境の保持に資するため、越前市野良猫不妊手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 野良猫の精巣を摘出する去勢手術又は卵巣を摘出する避妊手術をいう。
- (2) 識別処置 片耳の先端にV字型の切り込みを入れる処置をいう。
- (3) 協力病院 公益社団法人福井県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）の実施する飼い主のいない猫の不妊手術支援事業に賛同し、不妊手術及び識別処置に協力する動物病院をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者又は市内に主たる事務所を有する団体
- (2) 市税を滞納していない者

(補助対象不妊手術)

第4条 補助金は、次に掲げる要件を全て満たす不妊手術（以下「補助対象不妊手術」という。）を交付の対象とする。

- (1) 協力病院において不妊手術を受けること。
- (2) 不妊手術を行った猫に鑑別処置を行うこと。
- (3) 不妊手術を受けさせる猫は、捕獲された場所の区長又は近隣住民により、

野良猫であることの確認がされたものであること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 去勢手術に対する補助金の額 6千円

(2) 避妊手術に対する補助金の額 9千円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ越前市野良猫不妊手術補助金費交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 申請者が1年度あたりに補助金を申請できる件数は、個人にあつては1世帯あたり5件、団体にあつては1団体あたり5件を限度とする。

3 市長は、申請者に対し、申請書のほか、必要な書類を提示させ、及び提出させることができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、申請書の提出があつたときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、越前市野良猫不妊手術費補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号。以下「補助金交付決定通知書」という。)により当該申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による通知がある前に補助対象不妊手術に着手してはならない。

(交付決定申請者の遵守事項)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金の交付決定の日から起算して3月を経過する日又は交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、補助対象不妊手術を受けること。

(2) 補助対象不妊手術を受ける協力病院に、補助金交付決定通知書の写しを提出すること。

(3) 協力病院から野良猫の不妊手術を終えた旨の連絡を受けたときに、速やかに当該野良猫を引き取ること。

(4) 手術後に引き取った野良猫を元の場所に戻し、動物愛護の観点から、適時餌やり、健康観察等を行うよう努めること。

2 市長は、交付決定申請者が前項に規定する遵守事項に反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前項の規定は、第12条の規定に基づく補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 市長は、前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

(手続の委任)

第9条 交付決定申請者は、補助金の請求に係る手続（次条から第13条までに定める手続をいう。）を、協力病院に委任することができる。

2 交付決定申請者は、前項の規定により請求に係る手続を協力病院に委任したときは、当該協力病院の指定する不妊手術費用から補助金交付決定額を差し引いた額を当該協力病院に支払うものとする。

(実施報告)

第10条 協力病院は、補助対象不妊手術を終えたときは、越前市野良猫不妊手術実施報告書（様式第3号。以下「実施報告書」という。）を作成するものとする。

2 協力病院は、前条第1項の規定による委任（以下「委任」という。）がないときは、前項の規定により作成した実施報告書を交付決定申請者に提出するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定申請者（委任があるときは協力病院。以下同じ。）は、補助対象不妊手術が終わったときは、越前市野良猫不妊手術費補助金実績報告書兼請求書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）に実施報告書（委任があるときは加えて委任状）を添えて市長（委任があるときは福井県獣医師会を経

由して市長)に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、越前市野良猫不妊手術費補助金確定通知書(様式第5号)により交付決定申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに交付決定申請者に対し、補助金を支払うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月5日から施行する。

様式第1号(第6条関係) 別紙のとおり

様式第2号(第7条関係) 別紙のとおり

様式第3号(第10条・第11条) 別紙のとおり

様式第4号(第11条関係) 別紙のとおり

様式第5号(台12条関係) (略)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。